

沖縄県立沖縄工業高等学校後援会 会則

第1条

本会は沖縄県立沖縄工業高等学校後援会といい、事務局を学校内に置く。

第2条

本会の会員は沖縄県立沖縄工業高等学校生徒保護者、及び同窓等本会の趣旨に賛同する有志で構成する。

第3条

本会は学校の教育活動の促進に資することを目的とし精神的、経済的援助を与える。

第4条

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 教育活動に対する援助
2. 本校生徒の育英事業に関する援助
3. 産業技術向上に資するための地域社会との連携
4. 周年事業にもとづく原資の運用および備品管理
5. その他本会の目的達成に必要なこと。

第5条

本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|-----------------|-------|
| 1. 会長 | 1名 | 5. 監事 | 4名 |
| 2. 副会長 | 3名 | 6. 事務局 | 若干名 |
| 3. 評議員 | 若干名 | 7. 顧問を置くことができる。 | (若干名) |
| 4. 理事 | 若干名 | | |

第6条

本会の役員選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長は役員会で推薦し評議員会で決定する。
副会長はPTA会長と同窓会役員経験者及び会長が推薦する者とする。
2. 評議員はPTA各種委員会委員長・同窓会正副会長があたる。
3. 理事はPTA副会長・教頭・事務長とする。
4. 監事は、評議員会で選出する。
5. 事務局は教頭ほか学校職員の中から選出し、会長が委嘱する。

第7条

本会の役員任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。
3. 理事は本会の会務を処理し、事業の執行にあたる。
4. 監事は会計を監査する。
5. 事務局は会議の記録、会計その他の事務に従事する。

第8条

本会の会議は次の通りとする。

1. 会議は、総会、評議員会、理事会、役員会とする。
2. 総会はP T A総会をあて年度当初及び必要と認めるとき会長がこれを招集し、会則の改廃・会務及び予算・決算報告、その他の必要な協議を行う。
3. 評議員会は会則の改廃、役員決定、予算の議決、決算の承認、事業計画・決定、及び運営に必要な細則等必要事項の議決に当たる。
4. 理事会は、本会の事業計画をたて予算案および決算書等を作成する。
5. 諸会議の議決は出席者の過半数で成立する。

第9条

本会の役員任期は1年とし再任を妨げない。

第10条

本会の経費は会費と有志の寄付金及びその他の収入による。
会費は評議員会で決定し、総会に報告する。
(会費は、年間生徒一人600円と入学時のみ2000円とする)

第11条

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第12条

監事は会計の監査を行い、評議員会及び総会に報告しなければならない。

第13条

本会に次の簿冊を整える。

1. 会則集
2. 会員名簿
3. 役員名簿
4. 会議録
5. 会計簿
6. 資産簿
7. その他

付則

この会則は平成 15年 4月 1日より施行とする。
平成 17年 5月 26日に一部改正する。
平成 25年 5月 12日に一部改正する。 ※ 定時制廃課程による
平成 26年 5月 7日に一部改正する。 ※ 全日制の文言の削除し、
監事を3名から4名に増員
平成 26年 6月 2日に一部改正する。 ※ 6条の1 (下線部の文言挿入)

沖縄県立 沖縄工業高等学校後援会組織図

